

# 平成 28 年度診療報酬改定情報

## 基本方針の決定～諮問書～④歯科診療

平成 28 年 1 月 13 日 厚生労働省から中央社会保険医療協議会に向けて平成 28 年度診療報酬改定の諮問書が発出されました。いよいよ、中医協で細部にわたる審議が行われることとなります。

今回は諮問書の内容を、**歯科診療**に絞って見ていきましょう  
全体の内容は最後に「**諮問書**」のリンクを記載しておりますので、どうぞご利用ください。

キーワードは、

**多職種連携、地域包括ケア、訪問診療、栄養管理、重症化予防**

### I 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点

#### I-1 医療機能に応じた入院医療の評価について

I-2 チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保について

(9) **周術期口腔機能管理**・・・**医療機関相互の連携等の見直し**を行う。

- ①周術期口腔機能管理後手術加算の評価拡充・・・医科と歯科の連携を推進・評価  
⇒悪性腫瘍手術等、歯科医師が周術期口腔機能管理を実施した場合に算定等
- ② 歯科を標榜している病院に係る歯科訪問診療料の要件を見直す
- ③周術期口腔機能管理料(Ⅲ)・・・対象患者及び対象期間を見直し  
⇒がん等に係る放射線治療又は化学療法の治療期間中の患者  
当該患者に対する周術期専門的口腔衛生処置を評価

(10) **院内及び院外の歯科医師**

⇒**栄養サポートチームの一員として診療を実施した場合**を評価

I-3 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化について

#### 【I-3-1 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の評価について】

(3) 地域包括ケアシステムの中で**地域完結型医療を推進する上での歯科医の評価**

⇒定期的・継続的な口腔管理により**口腔疾患の重症化を予防**し、歯の喪失リスクの低減

- ① エナメル質・・・初期う蝕に対する定期的かつ継続的な管理を評価
- ② 歯周基本治療等終了後の病状安定期にある患者・・・定期的かつ継続的な管理を評価
- ③ 口腔機能の低下により摂食機能障害を有する在宅患者・・・包括的な管理を評価

### 【I-3-2 医師、**歯科医師**、薬剤師、看護師等による多職種連携の取組の強化等について】

- (1) 特定集中治療室等の高度急性期医療を担う治療室・・・薬剤師を配置・多職種の連携を評価
- (2) 管理栄養士が行う栄養食事指導評価と要件緩和  
⇒がん、摂食・嚥下機能低下、低栄養の患者に拡大する。充実した指導を評価
- (3) 周術期口腔機能管理を推進する**医療機関相互の連携等見直し**を行う。(I-2(9)再掲)
  - ① 周術期口腔機能管理後手術加算・・・周術期における医科と歯科の連携を推進するよう評価
  - ② 歯科を標榜している病院に係る歯科訪問診療料の要件を見直す
  - ④ 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)について、対象患者及び対象期間の見直しを行う、  
⇒当該患者に対する周術期専門的口腔衛生処置を評価する
- (4) **医科と歯科の連携による栄養サポートの推進**・・・院内・院外の歯科医師が実施した場合評価  
(I-2(10)再掲)

### 【I-3-3 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組の推進について】

#### I-4 質の高い在宅医療・訪問看護の確保について

- (8) 歯科における効率的で**質の高い在宅医療の提供体制を確保**するための以下の見直し
  - ①在宅かかりつけ歯科診療所加算の施設基準及び名称の見直し  
⇒在宅を中心としつつ、**地域の病院等とも連携して歯科訪問診療を実施している歯科診療所を評価**する
  - ② 口腔機能が低下し摂食機能障害を有する患者に対する口腔機能の管理・・・包括的な評価
  - ③ **歯科訪問診療料**・・・歯科訪問診療の実態に即したものとするため、以下の様な見直しを行う
    - ア 同一建物で1人に対して歯科訪問診療を行う場合・・・長時間の評価を見直し  
⇒患者の全身状態等により診療時間が20分未満となる場合
    - イ 同一の患家において2人以上歯科訪問診療を行った場合の評価の見直し  
⇒同居する同一世帯の複数の患者に対して診療をした場合等
    - ウ 「特別の関係」にある施設等に訪問して歯科訪問診療を行った場合の評価を見直す
  - ④ **歯科訪問診療料の適正化**  
⇒同一建物において同一日に複数の患者に対して歯科訪問診療を行った場合等
  - ⑤ **歯科訪問診療で行う処置等の評価の見直し**  
⇒歯科訪問診療で求められる診療の重要性及び困難性を考慮
  - ⑥ 栄養サポートチーム等に加わり、その評価に基づいて**歯科訪問診療を行った場合を評価**する  
⇒**歯科の標榜がない病院に入院中又は介護保険施設に入所中の患者に対して、**歯科訪問診療を行う歯科医師が訪問診療した場合****  
⇒施設での適切な服薬管理等を支援するため
- (10) 医療機関の薬剤師が行う在宅患者訪問薬剤管理指導料について  
⇒**I-4(9)②**に合わせて見直す



## Ⅱ-3 質の高いリハビリテーションの評価等、患者の早期の機能回復の推進について

(12) 摂食機能療法・・・推進する観点

⇒①対象となる患者の範囲を拡大し

②経口摂取回復促進加算について、要件を緩和した新たな区分を設ける

## Ⅱ-4 明細書無料発行の推進について

○明細書の無料発行について・・・更なる促進策を講じる

⇒公費負担医療の対象である患者等、一部負担金の支払いがない患者に対するものを設定

## Ⅲ 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点の確保等について、実態を踏まえた要件に見なおす

### Ⅲ-1 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価について

(1) 小児がん医療に必要な診療機能を備えた「小児がん拠点病院」についても、その体制を評価

⇒がん医療の更なる均てん化のため

「地域がん診療病院」及び小児がん医療の診療機能を集約化することを目的

(2) 終末期に近いがん患者について、外来から在宅への連携を評価

⇒外来で治療を受けるがん患者が、適切な時期に在宅医療への紹介を受けることで、終末期により質の高い在宅でのケアを受けることができるようにする

(3) 在宅緩和ケアを受ける患者の増悪時の受入れ等、地域連携の取組等について評価

⇒緩和ケア病棟が在宅生活を支援する役割を更に果たすことができるようにする。

(4) がん性疼痛緩和指導管理料・・・がん診療に関わる全ての医師が緩和ケアに係る研修を要件とする

(5) 外来化学療法を更に推進する観点から、外来化学療法加算の評価を見直す。

### Ⅲ-2 「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価について

(1) 病棟での取組及び多職種チームによる介入を評価する

⇒身体疾患により入院した認知症患者に対する病棟の対応力及びケアの質の向上を図るため

(2) 診療所型認知症疾患医療センターとかかりつけ医が連携した取組について、評価を行う

⇒診療所型認知症疾患医療センターの設置が開始されたことを踏まえて

### Ⅲ-3 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価について

### Ⅲ-4 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価について

### Ⅲ-5 小児医療、周産期医療の充実、高齢者の増加を踏まえた救急医療の充実について

### Ⅲ-6 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進について

(1) 歯科外来環境体制加算・・・初診時及び再診時の評価を見直す

⇒患者にとって**安心・安全な歯科外来診療を行うための総合的な環境整備**に係る取組を推進する

(2) **全身的な疾患を有する患者に対する歯科医療の充実**を図る観点から・・・

① 全身的な疾患を有する患者の歯科治療を行う際に、治療内容等の必要に応じてバイタルサインのモニタリングを行った場合を評価する。

② **糖尿病を有する患者の歯周病治療**・・・医科と歯科の連携を含めて、歯周病患処置の算定要件見直し

⇒歯周組織の炎症の改善を図り、歯周基本治療をより効果的に行う観点

歯周基本治療に先行して局所抗菌剤の投与が可能となるように

(3) **口腔疾患の重症化を予防**し、歯の喪失リスクを低減する観点から、以下のような見直しを行う。

① フッ化物塗布の適応の見直し

⇒エナメル質初期う蝕の積極的な再石灰化を促進し、う蝕の重症化を予防する観点

② 歯周基本治療等終了後の病状安定期にある患者に対する**歯周病安定期治療の算定要件を見直す**

⇒歯周病の重症化を予防する観点

(4) **各ライフステージの口腔機能の変化**に着目して、以下のような見直しを行う。

①咀嚼機能検査等を実施した場合を評価

⇒有床義歯又は舌接触補助床を装着した患者に対して、口腔機能の客観的な評価を行うため

② 口唇口蓋裂患者に対するホッツ床等の口腔内装置の装着を行った患者

⇒当該装置に係る調整及び指導等を実施した場合を評価する。

(5) 歯科固有の技術の評価について、以下のような見直しを行う。

① マイクロスコープ（歯科用実体顕微鏡）及び歯科用3次元エックス線断層撮影を用いて歯の根管の数及び形態を正確に把握した上で根管治療を実施した場合を評価する

② **歯科疾患管理料を含む医学管理等**

⇒文書提供等の要件を見直し実態に即した評価を行う

③ 抜歯手術について

⇒抜歯部位に応じた評価となるように難抜歯の評価を見直す

④ 補綴時診断料、平行測定検査等について、臨床の実態に即した評価となるよう見直す

⑤ 義歯新製から6か月以内に実施する有床義歯内面適合法について

⇒有床義歯修理の評価と整合性を図る。

⑥ **廃止を含めて見直す内容**

⇒歯科用アマルガム等、

歯科医療技術の進歩に伴い実施頻度が減少している技術及び

新たな材料の普及により使用頻度が減少している特定保険医療材料について

医療技術評価分科会等の検討を踏まえつつ、適切な評価を行う内容

⇒その他、歯科医療の推進に資する技術について

Ⅲ-7 かかりつけ薬剤師・薬局による薬学管理や在宅医療等への貢献度による評価・適正化について

Ⅲ-8 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価について



(1) 参考骨子

⇒「平成 28 年度薬価制度改革の骨子」・・・薬価専門部会

「平成 28 年度保険医療材料制度改革の骨子」・・・保険医療材料専門部会

Ⅲ-9 DPCに基づく急性期医療の適切な評価について

Ⅳ 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

Ⅳ-1 後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討について

Ⅳ-2 退院支援等の取組による在宅復帰の推進について

⇒医療ニーズが高い患者が安心・安全に在宅療養に移行し在宅療養を継続できるようにするため

Ⅳ-3 残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組など医薬品の適正使用の推進について

Ⅳ-4 患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の見直しについて

Ⅳ-5 重症化予防の取組の推進について

Ⅳ-6 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価について

(1) 医薬品、医療機器、検査等について、実勢価格等を踏まえた適正な評価を行う。

<参考資料>

○諮問書（平成 28 年度診療報酬改定について）：PDF 総-3（PDF：452KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000109148.pdf>

○平成 28 年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理（案）：PDF 総-4（PDF：562KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000109149.pdf>